

○ BSE対策

(1) 我が国におけるBSEの発生状況

- ・平成13年9月に初めてBSEが確認され、その後現在までに、と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)の発生を確認。
- ・BSE感染牛を出生年別にみると、平成8年生まれが12頭、平成12年生まれが13頭と多くなっている。
- ・8例目及び24例目は、検出された異常プリオンたん白質の性状が定型的なものと異なるとされている。
- ・飼料規制の実施直後に出生した牛(平成14年1月生まれ)以降に生まれた牛での発生はない。

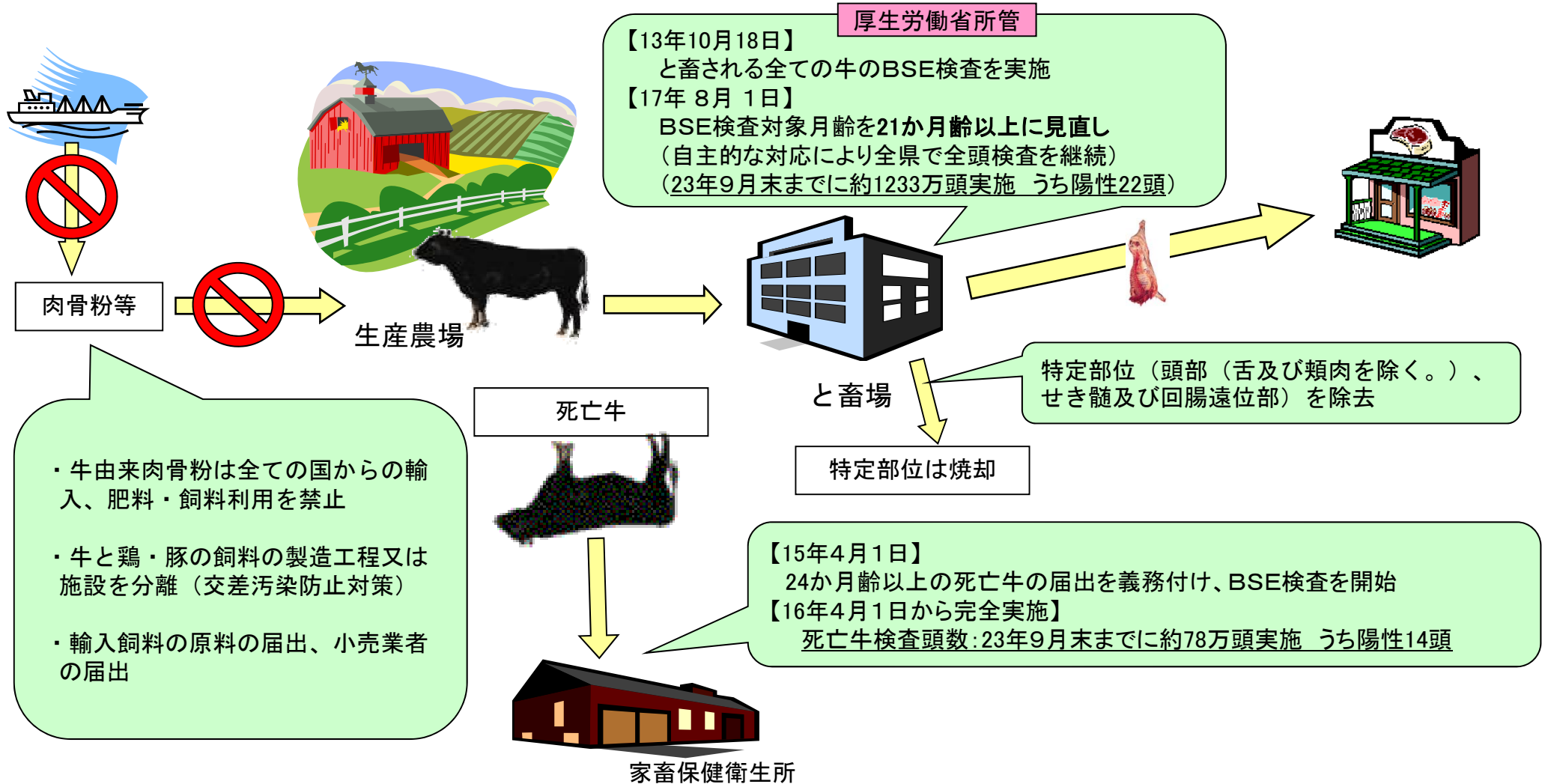
【BSEの発生状況】

※ 1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月であり、2例目以降は確定診断された年月

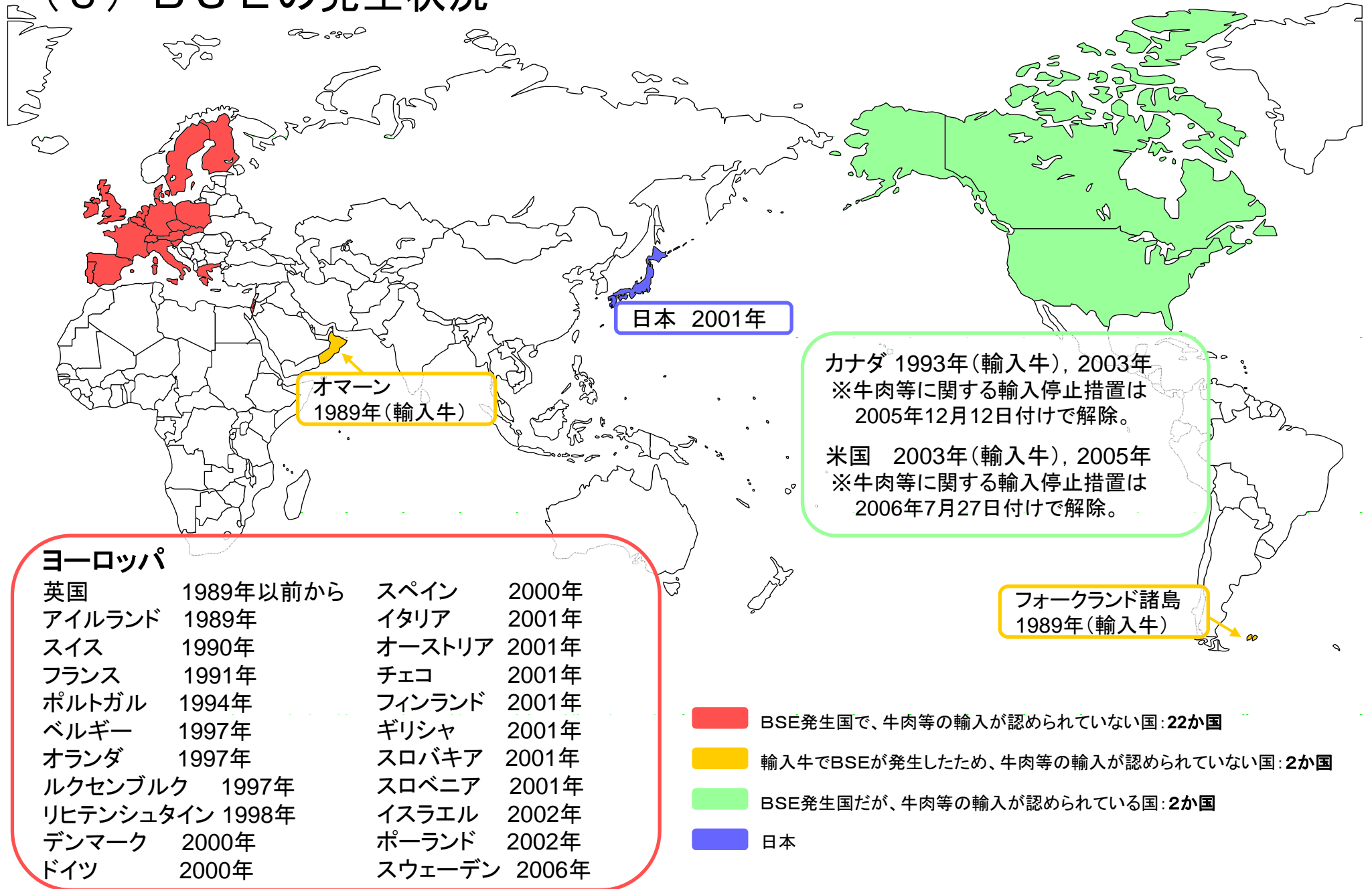
	[確認年月] [飼養場所] (生産元・導入元)	[生年月(月齢)]	(備考)		[確認年月] [飼養場所] (生産元・導入元)	[生年月(月齢)]	(備考)
1	13年 9月 : 千葉県 (北海道)	8年 3月 (65)		21	17年12月 : 北海道	12年 2月 (69)	死亡牛
2	13年11月 : 北海道	8年 4月 (67)		22	18年 1月 : 北海道	12年 9月 (64)	死亡牛
3	13年12月 : 群馬県	8年 3月 (68)		23	18年 3月 : 北海道	12年 7月 (68)	
4	14年 5月 : 北海道	8年 3月 (73)		24	18年 3月 : 長崎県	4年 2月 (169)	非定型
5	14年 8月 : 神奈川	7年12月 (80)		25	18年 4月 : 岡山県 (北海道、北海道)	12年 4月 (71)	
6	15年 1月 : 和歌山県 (北海道)	8年 2月 (83)		26	18年 5月 : 北海道	12年 8月 (68)	死亡牛
7	15年 1月 : 北海道 (北海道)	8年 3月 (81)		27	18年 5月 : 北海道 (北海道)	12年 8月 (68)	死亡牛
8	15年10月 : 福島県 (栃木県、栃木県)	13年10月 (23)	非定型	28	18年 6月 : 北海道 (北海道)	11年11月 (80)	死亡牛
9	15年11月 : 広島県 (兵庫県)	14年 1月 (21)		29	18年 9月 : 北海道 (北海道)	12年 6月 (75)	死亡牛
10	16年 2月 : 神奈川県 (神奈川県)	8年 3月 (95)		30	18年11月 : 北海道	13年 6月 (64)	死亡牛
11	16年 3月 : 北海道	8年 4月 (94)	死亡牛	31	18年12月 : 北海道	11年11月 (84)	
12	16年 9月 : 熊本県	11年 7月 (62)		32	19年 2月 : 北海道	13年 8月 (65)	
13	16年 9月 : 奈良県 (北海道)	8年 2月 (103)		33	19年 7月 : 北海道	12年 6月 (84)	死亡牛
14	16年10月 : 北海道	12年10月 (48)	死亡牛	34	19年12月 : 北海道 (島根県、北海道)	4年 7月 (185)	
15	17年 2月 : 北海道	8年 8月 (102)	死亡牛	35	20年 3月 : 北海道 (北海道)	12年10月 (89)	死亡牛
16	17年 3月 : 北海道	8年 3月 (108)		36	21年 1月 : 北海道	12年 8月 (101)	死亡牛
17	17年 4月 : 北海道	12年 9月 (54)	死亡牛	<p>◎BSE感染源・感染経路について</p> <p>32例目までの発生事例に基づいた疫学的分析により、平成7年・8年生まれの牛(A群13頭)の感染原因は統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難であり、また、11年・12年生まれの牛(15頭)はA群が汚染原因となった可能性があると考えられた。</p>			
18	17年 5月 : 北海道	11年 8月 (68)					
19	17年 6月 : 北海道	8年 4月 (109)					
20	17年 6月 : 北海道	12年 8月 (57)					

(2) BSE対策の実施状況

- ・ と畜場におけるBSE検査体制及び特定部位の除去体制の確立。
- ・ 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断。
- ・ 24か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査体制の確立。

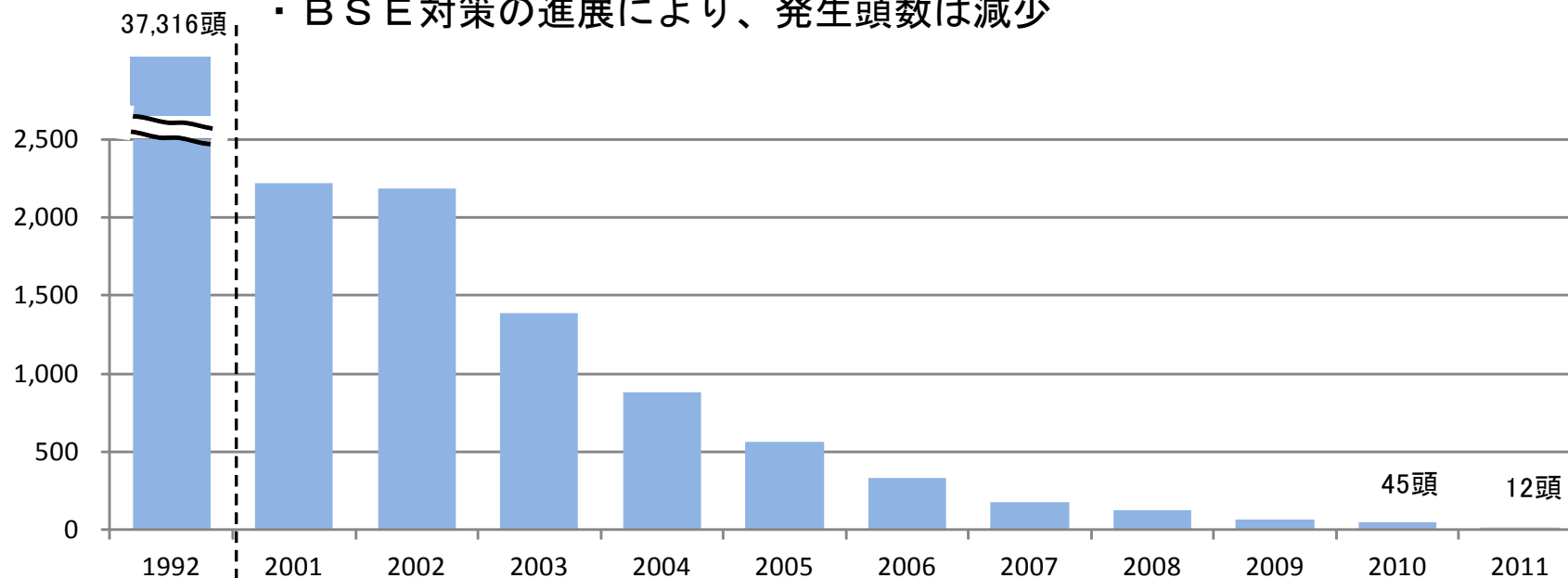


(3) BSEの発生状況



(4) 世界のBSE発生件数の推移

- ・ 発生のピークは1992年
- ・ BSE対策の進展により、発生頭数は減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	12	190,605
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	7	5,931
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	4	184,615
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(※2)	1	1	5	3	4	1	1	1	20 ^(※3)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

出典：OIE World Health Situation

※1 OIEのデータ更新は、2011年10月11日現在。

※2 うち1頭は米国で確認されたもの。

※3 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

(5) 日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- OIE(国際獣疫事務局)は、申請に基づき加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階に分類しており、2009年5月のOIE総会において、我が国を「管理されたリスク」に認定。
- EUは、2009年1月1日から、一定の条件を満たした国について、検査対象月齢を48か月齢超へ変更。

○OIEによる日本のBSEステータス認定

OIEによるBSEステータス区分と条件

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置
無視できるリスク	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	①過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと ②有効な飼料規制が8年以上実施されていること
管理されたリスク	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	有効な飼料規制が実施されていること

「管理されたリスク」における牛肉等の主な貿易条件

- ・ ピッシングが行われていないこと
- ・ 特定危険部位(SRM※)が除去されていること 等

〔※ 全月齢の扁桃・回腸遠位部、30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱等〕

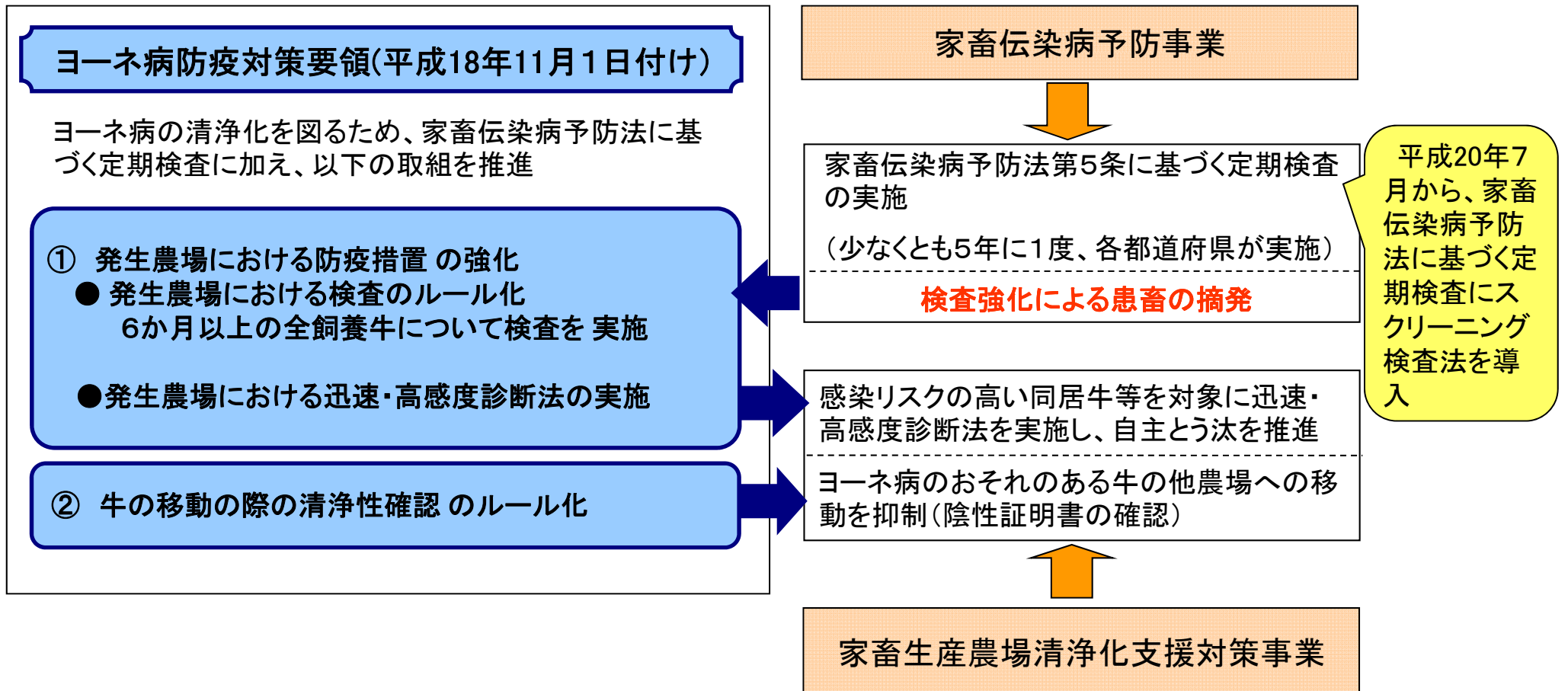
○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	21か月齢以上の牛全て(17年8月～)	-	30か月齢超の牛全て(注)
	死亡牛	24か月齢以上の牛全て	一部(30か月齢以上)	24か月齢超の牛全て(注)
SRM除去		全月齢の頭部(舌・頬肉を除く。)、脊柱、脊髄、回腸遠位部	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋骨、脳、三叉神経節、脊髄、眼、脊柱、脊髄、背根神経節	全月齢の十二指腸～直腸、腸間膜、扁桃 30か月齢超の脊柱、背根神経節 12か月齢超の頭蓋骨(下顎を除く。)、脳、眼、脊髄
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	牛の出生情報の記録又は歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

注：EU内の一定の条件を満たした国において、検査対象月齢を健康牛については72か月齢超(2011年7月1日～)、死亡牛については48か月齢超(2009年1月1日～)へと変更することが可能となった。

○ ヨーネ病対策

- ・牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病。治療方法がなく、感染牛は同居牛に感染を広げることから、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により、感染牛の摘発とう汰を推進。
- ・摘発増加(平成10年:785頭→平成18年:1,179頭)を受け、平成18年11月、「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、自主とう汰の推進、導入時の陰性証明確認等の清浄化対策を強化。
- ・平成19年10月の牛乳等の自主回収を受け、20年7月から定期検査にスクリーニング検査法を導入。



○ オーエスキー病対策

- オーエスキー病は、昭和56年に初発生。平成2年以降全国に拡大し、異常産や哺乳豚の死亡など、養豚経営に甚大な影響
- 平成3年から、「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、ワクチン接種を活用した防疫対策により、発生予防と清浄化を推進
- 農場単位の清浄化は進展し、感染地域の拡大も防いでいるが、感染地域の清浄化は進展していない状況
- 平成20年6月、「オーエスキー病防疫対策要領」を改正し、地域レベルでの清浄化に向けた取組を推進

オーエスキー病清浄化対策

オーエスキー病防疫対策要領 (平成20年6月9日改正)

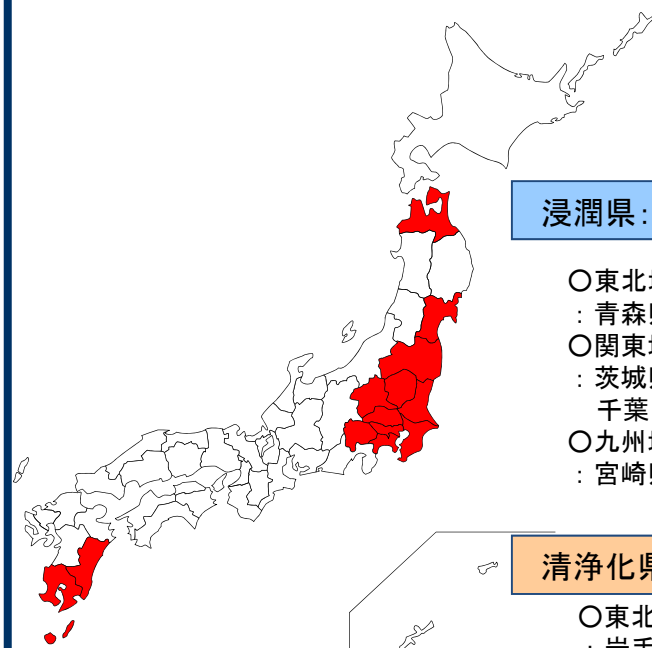
地域におけるコンセンサスの下での 清浄化に向けた取組

- ・ 飼養衛生管理基準の遵守
- ・ 清浄豚の流通
- ・ 清浄度確認検査
- ・ 感染豚のとう汰・更新
- ・ ワクチン接種

家畜生産農場清浄化支援対策事業

清浄化に向けた地域的な取組に対して集中的に支援(平成20年12月1日～)

5 年 後



清
浄
化
達
成

我が国畜産物の安全性の確保について

- 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施

フードチェーン

生産段階

製造・加工・流通段階

消費段階

農場から消費者までの一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給

生産段階と加工・流通段階それぞれのHACCPをリンクさせる取組を支援



生産農場

1. 一般衛生管理プログラムの確認
2. 危害分析を行い危害リストを作成
3. 衛生管理計画の作成
4. 衛生管理の実施状況の検証

連携強化



乳業工場、食肉処理場等

【製造・加工・流通】

1. 一般衛生管理プログラムの確認
2. 危害分析を行い危害リストを作成
3. 衛生管理計画の作成
4. 衛生管理の実施状況の検証



消費者

食品に応じた適切な保管、調理等

HACCPの導入への支援

生産段階

- 認証基準の策定・普及
- 農場指導員の養成

製造・加工段階

- 現場責任者・指導者の養成
- 施設整備に対する支援

農林水産省

規制・監視

- 食品衛生法等による規制・監視
- 総合衛生管理製造過程の承認

厚生労働省

ホームページを通じた情報提供及びリスクコミュニケーション

農林水産省等

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・農家段階におけるHACCPの考え方を取り入れた「衛生管理ガイドライン」等を策定。
- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域一体となり生産段階へのHACCP手法の導入推進。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・平成20年度から、農場指導員を養成するとともに、平成21年度から、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施。

- ・ 認証基準の普及：衛生管理を行う場合のチェックポイントの整理
- ・ 農場指導員の養成：実施マニュアル作成等を指導し認証取得を促進

